

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

目次

一	新型コロナウイルス感染症発生に関する事実	3
(1)	新型コロナウイルス感染症の特徴	3
(2)	感染拡大防止のこれまでの取組	6
(3)	ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化	7
(4)	医療提供体制の強化	8
(5)	令和3年9月の感染収束	9
(6)	オミクロン株の発生と感染拡大	10
二	新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針	15
(1)	医療提供体制の強化	15
(2)	ワクチン接種の促進	16
(3)	治療薬の確保	17
(4)	感染防止策	17
(5)	オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策	20
三	新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項	22
(1)	情報提供・共有	22
(2)	ワクチン接種	24
(3)	サーベイランス・情報収集	26
(4)	検査	28
(5)	まん延防止	31
1)	緊急事態措置区域における取組等	31
2)	重点措置区域における取組等	34
3)	緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等	38
4)	職場への出勤等	41
5)	学校等の取扱い	43
6)	その他共通的事項等	44
(6)	水際対策	46
(7)	医療提供体制の強化	46
(8)	治療薬の実用化と確保	54
(9)	経済・雇用対策	55
(10)	その他重要な留意事項	56

(別添)事業の継続が求められる事業者

「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

- ① 都道府県は、措置区域において、法第31条の6第2項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うものとする。
- ② 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

(その他)

- ① 都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日のコロナ分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行う。
- ② 都道府県は、重点措置区域における取組として、上記の要請等の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。
- ③ まん延防止等重点措置を終了する都道府県においても、地域に

おける感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況など、地域の実情を踏まえ、法第24条第9項に基づく措置やオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策等を引き続き実施する。また、政府は、都道府県と連携しながら、地方公共団体や民間事業者が安全・安心を高める取組として、ワクチン接種歴や検査結果を確認する取組を推奨する。

3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

(飲食店等に対する制限等)

- ① 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うものとする。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
- ② 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
- ③ 上記の要請に当たっては、都道府県は、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めるものとする。また、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。

(施設の使用制限等)

- ① 都道府県は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼するものとする。
- ② 都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生